

町 長 行 政 報 告

■ 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス感染症については、全国で33都道府県が緊急事態宣言又はまん延防止等特別措置地域に指定されるほど制御不能な災害レベルの非常事態となっています。

本県では、高知市を中心に感染が拡大しており、8月25日には1日の感染者数が過去最多の111人を記録し、27日からは「まん延防止等特別措置地域」の適用を受けています。また、昨日9月7日時点での直近7日間の新規感染者数は353人となり、警戒レベルは最上位の「非常事態」が続いています。

これらを踏まえ本町では、感染リスクを極力削減していただくために音声告知放送やケーブルテレビを通じて、不要不急の外出自粛、出勤者数7割削減等について、町民や事業者にご協力をお願いしたところです。

このような状況の中、8月30日に役場本庁職員の感染が確認され、皆様には、ご心配とご迷惑をお掛けいたしました。今回の感染にかかる本町職員の濃厚接触者は3人でしたが、その他の接触者を含め、PCR検査の結果は全員陰性でした。該当の職員については、須崎福祉保健所の指示等に基づき、所定の日数を自宅待機といたしました。職員への感染確認後、直ちに対策本部会を開催し、役場としての感染防止対策の再徹底を確認し、庁舎内の消毒や、感染リスクの高い地域への往来の中止、密を避けるように出勤削減を実施しました。また、同時期に学校関係者の感染も確認されていますが、学校内の消毒作業を実施して安全な環境を確保したうえで、9月1日には予定どおり2学期をスタートしています。

続いて、本町のワクチン接種の状況報告です。

65歳以上の高齢者の接種は、7月末までに接種希望者への接種が計画どおり完了し、接種率は1回目が89.35%、2回目が87.50%で、全国平均と同水準です。なお、未接種者については、「接種を希望しているが、何らかの理由があり接種できない事例がないか」等の調査を8月末期限で実施し、現在は調査結果を整理して支援の必要性を検討しています。

64歳以下の接種は、居宅介護サービス等提供事業所の従業員の予約を6月26日から、基礎疾患を有する方の予約を7月8日から、それぞれ開始しており、これらの予約状況を踏まえ、8月13日からは12歳以上の対象者全員の予約受付を開始しています。また、利便性向上のためのインターネット予約も行っており、多い日には1日100人程度受け付けていますので、電話予約の混雑も一定回避できたものと考えています。

8月31日時点の四万十町全体の接種率は、1回目が74.73%、2回目が62.33%で、国の示す「8月末に国民の半分に接種」の目標は上回っています。

現時点で本町に配給されているワクチンの数量は、高知県が上限として見込んでいる「医療従事者接種を除く全接種対象者の約 90%」にあたる 26,520 回分で、10 月末までの予約分が確保されており、これを超える部分については、県と調整することになります。

本町としては、現在の非常事態の収束にはワクチン接種が有効な手段と考えており、積極的にワクチン接種を勧めます。接種を希望される対象者には、10 月末までに 2 回接種が完了するよう 9 月 12 日までの予約をお願いし、その状況に応じてワクチンの確保等に努めます。

なお、本町における集団接種は 10 月末までの実施とし、11 月以降の個別接種については、12 歳到達者の接種を中心とした接種体制を構築する予定です。

■ 町道大道日吉線の山手崩壊

本年 7 月の集中豪雨により、町道大道日吉線の口大道集会所から約 200m 上流付近で、延長約 30m、高さ約 70m の大規模な山手崩壊が発生し、同月 29 日から 40 日間の全面通行止めとしていました。

被災後は、現場付近に仮設歩道を設置し、下津井地区を迂回する臨時送迎便を定期運行しており、8 月 20 日には路面の崩土除去が完了しています。しかし、引き続き落石等のおそれがあったため全面通行止めを継続し、仮設防護柵を設置した後の 9 月 6 日午後にこれを解除したところです。

現在は、時間規制によって、仮設防護柵設置の際に仮移設した水道管の本移設を行っており、続けて破損しているガードレールの設置工事を行い、通行制限は解除となる見込みです。

今後は、11 月に予定されている公共土木災害復旧事業の査定を受けて早期復旧を目指しますが、工事期間中は地域の皆様にご不便をおかけすることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■ 文化的施設整備事業の進捗状況

文化的施設整備事業に関する町民及び各種団体の皆様との意見交換等については、経過等の「説明」に重点を置いてきたこれまでの進め方からステージを進め、「意見交換」の場となるよう進めています。

8 月 7 日に予定していた建設予定地での現地説明を兼ねたイベント「四万十駄場フェス」は、天候不良により中止としましたが、同月の 4 日と 8 日には、事業実施にあたり特に影響が大きいと思われる建設予定地周辺にお住まいの皆様や事業所等の方々を対象に意見交換会を開催しています。

また、意見交換が主たる目的ではありませんが、小学 3 年生から高校生までを

対象に「意見公募手続体験」や「ロボット・プログラミング」のワークショップを開催し、子ども達を通じて保護者の皆様にも文化的施設の事を考えていただく場の提供に努めています。

続いて、本年6月14日から7月30日までの間に実施した意見公募手続の結果を報告します。

この意見公募は、町民の皆様には「本事業に関する意見や質問」、「実施設計及びサービス計画に対する意見や提案」を伺うために実施したもので、計15名・46件のご意見等をいただきました。ご意見等をいただいた皆様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

ご意見等を整理した結果、件数では「賛成」及び「どちらかといえば賛成」が33件・72%で、「その他」を除き「反対」及び「どちらかといえば反対」は8件・17%となっており、その大半が文化的施設の整備に関し前向きなご意見等となっています。また、人数で見ても大半の方が、文化的施設の整備に関し前向きなご意見やご提案となっています。なお、件数等については、整理・回答しやすくなるよう便宜上区分していますので、詳しくは町ホームページ及び閲覧所等でご確認をお願いします。また、これまでの取り組み等については、広報紙やケーブルテレビのほか、ホームページやフェイスブックなど各種ウェブサービスでもお知らせしています。

続いて、サービス計画の策定状況を報告します。

サービス計画とは、文化的施設で提供するサービスの「基本的な考え方」と「具体的な実行計画」を示すもので、「図書館」「美術館」「展示」「コミュニティ」の4つの機能を活用して「何ができ、どのようなことが実現できるのか」、その運営体制等を含め施設運営に必要な不可欠な計画です。

サービス計画の策定については、令和2年度からの2か年計画で、施設の設計と並行して作業を進めており、本年8月には素案として取りまとめています。

この素案については、施設の基本構想や基本計画の策定に携わっていただいた元文化的施設検討委員会委員との間で、基本構想等がしっかりと反映されているかなどの視点で意見交換会を行うとともに、施設の運営に大きく関係する教育委員会、社会教育委員会、図書館協議会、美術館運営審議会及び文化財保護審議会の各附属機関等にも意見を伺っています。

これらの結果、元文化的施設検討委員会委員の皆様とは9月以降も引き続き意見交換の場を設けることとなったほか、教育委員会や附属機関等とも歩調を合わせながら、本年12月の「サービス計画案」策定に向け、今後も引き続き協議や調整を重ねていきたいと考えています。

なお、今回の議会定例会には、一般会計補正予算として、施設建設に係る実施設計委託料や用地取得費等を計上しており、今後は令和6年度の開館に向けて具体的な施設整備に着手したいと考えていますので、ご理解のほどお願いいたします。

■ 地元高校生との意見交換会

本町では、町内高校2校の存続を目指し、「四万十町高校応援大作戦」と題して、それぞれの特色を生かした高校本来の魅力化と活性化に取り組んでおり、本年度は、新たな施策として学校生活環境の向上や保護者負担の軽減を目的に「学校給食」と「入学祝い金制度」を導入しています。

その結果、本年度の入学者数は、窪川高校29名、四万十高校20名となり、高知県教育委員会が策定した県立高等学校再編振興計画・後期実施計画に定められた両校の統合要件である20名を超えています。

このような状況の中、高校魅力化施策をより発展させるため、両校1年生を対象に意見交換会を開催したところ、高校生活に関する意見はもとより、「出産祝い金の増額提案」、「インターネット大容量化・高速化の要望」、「人手不足の職種分析」、「町特産品や観光スポット等のPR会社の設立」など、町行政に対する意見もいただき、大変有意義な懇談となりました。

高校魅力化施策は、地域創生施策の一端を担うものと考えますので、地域で育つ子どもたちが安心して学べる場の存続に向けて地域全体で応援し、町内高校の魅力づくりと次代を担う若者の人材育成に努めます。

■ 家地川地域活性化拠点施設の活動状況

7月1日に開所した家地川地域活性化拠点施設については、指定管理者の四万十オルモ組合が管理を行いながら、集落活動センター「けやき」として、地域コンビニの運営のほか、地域住民が集える場所の提供等を行っています。また、2階部分の簡易宿泊施設については、予約受付や清掃、宿直警備等の業務を同組合に委託しています。

8月末時点の利用状況は、地域コンビニのレジ通過総数が315件・売上額114,133円となったほか、地域住民などによる施設利用は延べ61人で、開所以来、徐々に利用が広がっています。

簡易宿泊施設の利用状況は、短期滞在の宿泊利用者が延べ28人となっており、開所間もないながらも想定以上に利用いただいています。9月以降には、長期滞在予約もありますので、新型コロナウイルス感染症の影響が心配されますが、町観光協会など関係機関との連携を深めながら、より一層の利用拡大に努めます。

■ 農林業関係大型事業の進捗状況

令和3年第1回定例会において、「事業実施にあたって地域住民の理解を十分

得るよう強く求める」との付帯決議がされました、農林水産課所管の大型補助事業について状況を報告します。

該当事業は、J A高知県が事業主体でニラの集出荷場整備を目的とする「強い農業・担い手づくり総合支援事業」、四万十ポークブランド推進協議会が事業主体で畜舎の新築などを目的とする「畜産競争力強化整備事業」及び協同組合高幡木材センターが事業主体で木材加工施設整備を目的とする「木材加工流通施設整備事業」です。

いずれの事業についても、事業主体の責任として、申請段階で補助要件を満たすことはもちろんのこと、土地の造成が伴う場合には、県知事に対し都市計画法に基づく許可手続きなどを遺漏なく進めてきたところですが、改めて、手続上の関係住民のみではなく、幅広く地域住民の理解が得られるよう努めているところです。

具体的に、まず、「強い農業・担い手づくり総合支援事業」については、治水に対する住民説明が十分でないことに配慮し、補助対象外である造成工事を一時中断していました。このため、関係機関と協議を重ね、本年6月16日にJ A高知県主催で住民説明会を実施し、おおむね理解を得られたことから、造成工事を再開しました。今後の建屋の建築や機械の設置については、国庫補助事業の採択を待ち、実施する予定で進めています。

次に、「畜産競争力強化整備事業」については、四国デュロックファームへ養豚畜舎を整備するものです。早くから計画があったことから令和2年9月15日に、八千数地区及び親ヶ内地区の住民に対し住民説明会が開催されています。質疑応答を通じて事業着手に対し「異議なし」との意見集約がされたため、既に事業を進めているところです。本事業は3か年の長期計画のため、今後にも必要に応じて住民説明などが行われるよう、町として助言していきます。

最後に、「木材加工流通施設整備事業」については、事業主体の協同組合高幡木材センターが、都市計画法に基づく手続きなどで関係住民に対し説明してきました。しかし、町内では異例の大規模製材施設のため、改めて事業主体と町で協議し、本年5月8日に地域住民への説明会を開催しました。質疑応答を通じて、新たに防音壁の設置など住民生活に配慮した対策も説明し、おおむね理解を得られたため、同年6月2日の起工式を経て事業計画に沿って進めています。

町としては、これら三つの大型事業について、補助事業本来の目的である産業振興が十分に達成されるためにも、今後とも必要に応じて、地域住民の理解が得られる取り組みの実施について事業主体と協議していきます。

■ 小中学校適正配置計画の推進

令和元年7月に策定した「第2期四万十町立小中学校適正配置計画」に基づき進めてきた中学校の統合については、1年延期した北ノ川中学校と大正中学校

の統合を来年春に行うこととしており、この統合をもって計画どおり窪川、大正、十和地域にそれぞれ1校となります。

小学校においては、令和3年度の推計児童数により令和6年4月の統合を判断する計画となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、学校の存続を求める要望、学校区や地域で始められようとしている新たな取り組みなどの小学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、1年延期した中学校の統合後の状況も確認したうえで進めなければならないと考えています。

このため、統合の時期や枠組みについて、改めて検討を行い8月に開催した四十町学校適正配置等推進本部会において、時期は令和7年4月以降とすること、枠組みについても柔軟な対応ができることを運用上の方針として決定し、加えて保護者等との合意形成が早くできれば、統合時期の前倒しもできることも確認しました。なお、計画変更については、しばらくの間は行わず、統合の時期等に一定の目途が立った時点で検討することとしています。

今後は、運用方針や推計児童数等に基づき、学校区を基本とした説明会を実施し、地域とともにある小学校の特質を踏まえながら、理解と協力が得られるよう丁寧な説明等を行っていく予定です。

■ 大正西ノ川地区の農業用ハウス水道問題

前回の議会定例会で一般質問が行われた「大正西ノ川地区の農業用ハウス水道問題」について、最終的な町の見解を報告します。

この問題は、大正西ノ川地区の農業用ハウスにおいて、平成21年8月からの約2年間、意図的に水道水が無届使用したものとして、その使用者に期間中の水道料金と過料の支払いを命じたものです。また、その当時に判明した水道メーターの紛失については、町の聞き取り調査や、その後の被害届提出による警察の捜査が行われましたが進展はなく、平成30年9月に時効となっています。

町としては、今後新たな事実等が判明しない限り、本件は終了したものと考えています。